

市発注工事における現場代理人の常駐義務の緩和措置について

安来市の発注工事における現場代理人の常駐義務の緩和措置について、平成 29 年度より定めておりますが、令和 5 年 1 月 1 日以降に契約を行う工事につきましては、国・島根県に準じて金額要件を以下のとおり変更します。

- 常駐義務の緩和要件について次の（１）～（３）の要件をすべて満たし、発注者が工事現場の運営取締り等に支障がないと認めた場合、一の代理人が 2 件の建設工事を兼務できるものとします。
 - (1) 兼務するそれぞれの建設工事の契約金額が 4,000 万円未満（建築一式工事にあつては 8,000 万円未満）であること。
 - (2) 兼務するそれぞれの建設工事は安来市が発注又は監督する工事に限定するものとし、かつ工事現場間の移動距離が 10 k m 程度であること。
 - (3) 発注者又は監督員と常時携帯電話で連絡が取れる状況にあり、発注者等が求めた場合は、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能であること。

- 申請方法について受注者は、兼務を希望する際、発注者に対し様式 1 により申請を行い、発注者はそれに基づき、緩和要件について総合的に勘案し、現場代理人の兼務についての承認の適否を決定する。

- 緩和についての留意事項 兼務を承認した工事において、工事現場の運営、取締り等に支障をきたした場合や粗雑工事となった場合等は、兼務の取消し、工事成績評定点への反映、指名停止等の措置の対象となることがある。